随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	産業政策課		
案　　件　　名	令和8年度創業支援フォローアップ業務（業務委託）		
案 件 の 概 要	本業務は、三田市における実践創業塾の受講生をはじめとした創業予定者、創業済事業者等に対して、必要な個別相談等のフォローアップを行うことで、創業希望者の円滑な創業や、創業後の成長等につなげることを目的に実施する事業である。		
随意契約の種類	○随意契約　　◉ 単独随意契約		
契 約 年 月 日	令和　8　年　4　月　1　日	契約の相手方	三田市商工会
契　約　金　額	1,696,541 円　（うち消費税相当額　154,231 円）		
契　約　期　間	令和　8　年　4　月　1　日　～　令和　9　年　3　月　31　日　まで		
随意契約とした理由	本業務は、実践創業塾の受講生等に対して、個別相談や専門家による支援等を行うことで創業希望者の円滑な創業や、創業後の成長等につなげることを目的として行うものである。業務の実施にあたっては、創業に関する深い知識や創業に関する各種の支援機関との連携、また対象者に対して丁寧な伴走支援等の実績が不可欠である。 三田市商工会は、「特定創業支援事業」である実践創業塾、個別相談指導を行う三田市唯一の支援機関であり、これまでも三田市の創業支援の中核としてその役割を担ってきている。また、起業家支援施設「CORELAB SANDA」を運営し、起業・創業に関するセミナーや相談業務、起業家の交流機会を数多く提供してきている。金融機関や他の創業支援機関とのネットワークを持ち、何より本業務の主な対象者である実践創業塾の受講生等に対して、塾の主催者として、十分な関係性を構築しており、本業務の実施者として、最もふさわしい者であると言える。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）の規定により、本業務は三田市商工会との単独随意契約によるものとする。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 2 号の規定による。 （その性質または目的が競争入札に適しないもの）		